

## 富山県黒部川河口海域における出し平ダム 排砂漁業被害原因裁定嘱託事件について

水戸地方・家庭裁判所土浦支部長  
(元公害等調整委員会事務局審査官)

はり づか じゅん  
針 塚 遵

### 富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件(概要)

出し平<sup>だし だいら</sup>ダムは、関西電力が昭和60年に黒部川に完成させた我が国で初めての排砂式ダムで、平成3年12月から継続して排砂を実施してきました。平成14年12月、黒部川河口以東の沿岸海域で主に刺し網漁を営んできた漁民13名と同海域でワカメ養殖を行っていた飯野栽培組合(原告ら)は、排砂により同海域のヒラメ等の魚類や海藻の生育環境が悪化したために漁獲量が減少したと主張して、排砂の差し止め及び損害賠償を求める訴訟を富山地方裁判所に提起しました。

本件は、この事件の受訴裁判所より公害等調整委員会に対し、当該訴訟の因果関係に係る争点について公害紛争処理法第42条の32第1項に基づく原因裁定が嘱託され、平成16年8月4日付でこれを受け付けたものであり、当委員会の創設以来、初めての受訴裁判所からの原因裁定の嘱託のあった事件です。

嘱託の趣旨は「原告らが黒部川河口以東の海域において営んできた刺し網漁業及びワカメ栽培業による漁獲量が平成4年以降継続的に減少しているのは、被告が、平成3年12月から継続して出し平ダムのダム底に堆積した土砂を黒部川に排砂したことにより、これが、黒部川のみならず、上記海域に拡散、堆積し、魚類や海藻類の生育環境を破壊したことによるものであるかどうか」というものでした。本件裁定ではこの因果関係の存否について判断が行われました。

## 1 はじめに

私ごとで恐縮ですが、私の名前は、昭和19年に鴨<sup>おうりよつこう</sup>緑江に完成した当時東洋一のダムである「水<sup>すいほう</sup>豊<sup>のぐちしたがう</sup>ダム」を計画した野口<sup>のぐちしたがう</sup>遵からとったと、今は亡き父から聞きました。野口は、現在の「チッソ」の創業者ですから、公調委の創設とは縁のある人物です。私が生まれた頃、水俣病の原因は未だ不明であり、野口は、父にとっては偉大な英雄の一人だったのでしょう。水豊ダムは、朝鮮戦争時の米軍による爆撃に耐え、今も北朝鮮の貴重な電力源になっていると聞きます。やや複雑な気持ちになるところです。

父は、休日には、幼い私らをダムや発電所の見学に連れて行き、封切館で「黒部の太陽」(石原裕次郎主演の日本映画の傑作です。)を鑑賞させるという、今で言うダムマニアでした。そのような環境で、私は、全てのダム湖が遅かれ早

かれ土砂で埋まることを知り、何か対策はないものかと心配していました。だから、昭和60年に排砂式の出し平ダムが完成したというニュースは、既に大人になっていた私にとっても、夜が明けたようにうれしいものでした。ところが、その後、出し平ダムが排砂を行うたびに、下流の環境汚染が問題になっていることを知り、残念という気持ちと、ダム湖の湖底で何が起きているのだろうという疑問とが生じました。しかし、もともと裁判官の私が、公害等調整委員会に出向し、本件の担当者に指名されるまで、その疑問に取り組まなければならないとは思っていませんでした。

## 2 審理の経過と結果

出し平ダム事件は、富山地裁への提訴前、原告ら代理人弁護士から公調委に事前相談があっ

たと聞いています。公調委への裁定申立てではなく、原因裁定嘱託のルートが採られた理由は分かりませんが、原告らが「原因裁定嘱託の第1号」ということに面白みを感じたということもあったのかも知れません。

昭和47年に公調委が発足した当初から原因裁定嘱託の制度が存在しながら、本件まで一度も利用されてこなかったのは、この制度が、裁判所にも、弁護士にも、あまり知られていなかったためもあると思いますが、公調委の持つ高度な調査能力を利用したいと思う弁護士たちは、直接、公調委に責任裁定や原因裁定を申し立てることができたことから、裁判所を経由しての原因裁定嘱託を利用する必要に乏しかったためとも考えられます。

しかしながら、公調委が原因裁定嘱託の案件で良い仕事をするには、公調委として裁判所からの信頼に応えるとともに、原因裁定嘱託の制度にとって今後の良い先例となると考え、本件の嘱託を受けた公調委は、当時の加藤和夫委員長以下、良い仕事をしたという思いで一致していました。

本件は、平成16年8月4日に富山地裁からの嘱託がされましたが、化学や生物学の専門的知識を必要とする事件であったためもあり、当事者の主張整理にやや手間取り、主張整理案を公調委が主導的に作成した経過もあったほか、3名の専門委員の選任、当事者及び参考人の合計7名に対する尋問、複数回の現地調査などを必要としたため、合計14回の審問期日を経て、嘱託から約2年半後の平成19年3月28日に原因裁定の判断が示されました。その結論としては、ダムからの排砂と漁獲量の減少との間に因果関係の存在は認められない、排砂とワカメの不作との間には因果関係の存在が認められるというものでした（内容の詳細は、8ページ「裁定の概要」及び平成19年5月の「ちょうせい第49

号」の2頁以下を御覧ください。）。

富山地裁は、この原因裁定の判断を参考として、平成20年11月26日、ワカメの被害について原告らの損害賠償請求を一部認める一方、その余の請求を棄却する判決を言い渡し、これに対し当事者双方が控訴をした結果、平成23年4月5日、控訴審（名古屋高裁金沢支部）で当事者間に和解が成立して終局したと聞いています。

原因裁定嘱託事件処理の主な経過	
H16.8	富山地裁から「出し平ダム排砂差し止め等請求事件」についての原因裁定嘱託書を受付、裁定委員会を設置
10	第1回審問期日
12	第2回審問期日
H17.2	・専門委員を任命（水産学）
	第3回審問期日
4	・専門委員を任命（化学）
	第4回審問期日
6	第5回審問期日
9	第6回審問期日
12	第7回審問期日
H18.2	専門委員を任命（水産学）
3	第8回審問期日
4	第9回審問期日
5	第10～12回審問期日
	・原告ら本人尋問（2名）
	・原告ら及び被告申請の参考人調べ（5名）
7	裁定委員及び専門委員による現地調査
8～9	現地で潜水による底質の採取、分析等（職権調査）
8	第13回審問期日
12	第14回審問期日（審問終結）
H19.3	裁定

### 3 本件についての思い出

本件に関しては、色々な思い出がありますが、東京海洋大学の藤田大介先生のもとへ協力依頼に行った時のこと、委員の現地調査に同行した時のこと、海底の底質調査に立ち会ったこと、裁定書の起案を行い、担当委員との合議を繰り返したことを特に覚えています。以下に覚えてい

ることを書いてみますが、余談ばかり記憶が鮮明なのは、人間の記憶の常として御容赦ください。

### (1) 東京海洋大学への訪問

裁定書にもしばしば名前が出てくる藤田先生は、富山県の水産試験場に勤務していた経験があり、排砂後のワカメの養殖場で潜水調査をしたことがあるばかりでなく、他にも富山の海の多くの地点で潜水調査をした経験をお持ちでした。本件への協力を依頼するため、担当者3人で東京海洋大学品川キャンパスの研究室に藤田先生を訪問した際、先生は、研究室にうずたかく積まれた研究資料の中から、排砂後の現地の海底で採取した土砂（ガラス瓶入り）を取り出して我々に見せてくれました。我々は、富山の海の実情に詳しい研究者の協力を得られる見通しが付いたことに安堵しつつ帰路に着きました。

余談ですが、東京海洋大学の品川キャンパス（品川駅から徒歩約10分）には、クジラの全身骨の展示があり、上記訪問に同行した担当者の1人（獣医師資格を持つ方）がそれを見て、「クジラも哺乳類だから、頸椎は7つですね。クジラも、キリンも、人間も、哺乳類はみんな頸椎が7つですよ。」とつぶやきました。初耳だった私が、「さすが良く御存じですね。」と感心したところ、「そんなの常識ですよ。小学生でも知っています。」と笑われたのがショックでした。哺乳類の頸椎の数が7つであることは、常識であるとは言えないだろうと今でも思っているのですが、皆さまいかがでしょうか。

### (2) 委員による現地調査

平成18年8月に実施した委員による現地調査では、委員に同行して、当事者及びその関係者などとともにトロッコ電車を出し平ダムに行き、ダム施設を見学し、ダムの運用に関して事情聴取を行い、その後、漁船に乗って、幾つか

の地点で海底の土砂を採取し、その土質や匂いについて調べました。その匂いなどにダムからの排砂の影響があるのか否か、当事者双方の説明に違いがあったように記憶しています。天気が悪く、ダムでは雨が降っていました。そのほか、富山の海の特徴について、専門家から説明を受けた記憶があります。



裁定委員及び専門委員による現地調査

### (3) 底質調査

平成18年8月末から9月初めころ実施した底質調査は、担当者だけで行きました。借り上げた漁船に乗り、2日にわたり朝から夕方まで、地図上であらかじめ決めておいた黒部川河口以東の海域の多数の地点で、海底の土砂を、地層を乱さないように採取しました。幸いであったのは、日本で最も深く潜れる潜水業者が富山県に存在し、また、底質の分析を依頼するのに適した会社も富山県に存在したことです。依頼した潜水業者の潜水士は、海底に透明のパイプを突き刺して土砂を採取し、それを漁船に引き上げて保管します。海底にいる潜水士から「海底が硬くてパイプが刺さらない。」という訴えが幾度かありましたが、その度に「少し場所を変えて再度試みるように。」と指示しました。水深の深い地点では、船に戻った潜水士が「きつい。」と漏らしたことがあり、かなりの重労働を強いていたようです。我々は、あらかじめ日焼け止

めを首まで塗り、日差しの強い漁船の上で、波に揺られながらその作業に立ち会いました。採取した土砂が、後で採取地点が不明とならないようにと、パイプに確実に符号を付けることに注意していました。採取を終えて漁船が港に戻ると、それを分析会社に運びました。

余談ですが、潜水士の方々は、赤銅色の皮膚はもちろんとして、一様に、水圧に負けないような、潜水艦にも似た体格であり、それを目にするうちに、潜水には生まれつき向き不向きの体格があるらしいと知り、私は向いていないと確信しました。

また、休憩中のことですが、乗っていた漁船の操縦士に、雑談として「漁船持ちの漁師になろうとしたら幾らくらい必要ですか。」と質問したところ、操縦士は、費目を具体的に試算した末に、「小さな漁船で、最低限の装備をするとして、合計して2000万円で足りるかどうかな」と答えました。「お金がない人には無理ですね。」と言ったら、操縦士は、「やる気があれば、漁協が貸してくれるだろう。もっとも、返済が大変かも知れない。魚が獲れなければ、燃料代の分だけ赤字になる。燃料価格の動向によって漁師の収入は大きく変わる。」と言われました。その際、漁船の燃費についても詳しく会話した記憶があり、具体的な数値は忘れましたが、燃料代が思っていたよりもはるかに大きな経費負担となっていることに驚きました。漁業で養殖ものが増えるのは仕方がないことと知りました。

#### (4) 裁定書の起案と合議

裁定書の起案は、他の担当者と分担して行いましたが、最終的には、委員長の許可を得て、私が2週間くらいの在宅勤務をして仕上げました。自家用車で自宅に事件記録を運び、それらを読んで考え、パソコンを打つという日々でした。LDKの半分を占領した上、静かにして

いるように求めたため、家族からは不評でした。当時、たまたま別の事件の起案も分担しており、メールで他の担当者と打合せをするのが煩わしかった記憶があります。今は、新型コロナ対策として、様々な業界でテレワークが行われているようですが、裁判などの合議は、顔を合わせて口頭で行う方が、考えが伝わりやすく議論が深まると思います。

本件の起案後、複数回行われた委員による合議にも関与しましたが、委員からは活発な質疑と意見があり、新しい着眼点を示されて、起案を修正・加筆したこともありました。

このような中で、学者の方々と親しく接し、また、多数の文献資料を閲読して感じたのは、学者の方々は、本当に研究が好きで、いつ役立つかわからない調査研究であっても、その成果をきちんと残しておいてくれることです。我々が関わった調査で得た資料も役立ちましたが、それ以上に、本件と直接関係なく作成されていた文献資料が豊富であったのは、本件を判断する上で、大いに役に立ちました。そうした文献資料を提示してくださった専門委員や、当事者の関係者の方々にも感謝したいと思います。今後とも、このような地道な研究活動を受け継ぐ学者、研究者、実務家の方々がいて欲しい、さらには、そうした方々が、裁判など紛争解決手続に、積極的に関与して欲しいと願う次第です。



排砂中の出し平ダム

## 4 最後に

公調委では、海洋汚染による被害に関する申立事件が時々係属します。海洋汚染事件では、日々刻々と変化する海流など海水の動きが把握しにくい上、生態のはっきりしない動植物に対して汚染物質が及ぼす影響も測り難いため、汚染と被害との間の因果関係の存否を判断することには、人知を超えるものがあると感じることが少なくありません。つまり、一般的に、海洋汚染事件は、他の公害事件よりも判断が難しいのです。しかしながら、本件では、今回、裁定書を読み直してみても、多くの関係者の御尽力により、当時得られた証拠の限度で、ひとまず合理的な判断を示すことができたのではないかと思います。富山地裁では、本件の原因裁定を踏まえた判決がされましたが、控訴審では、当事者間に和解が成立したと聞いており、その経緯や内容などが分からないため、本件の原因裁定が最終的な紛争解決のためにどのような役割を果たしたのかもよく分かりません。けれども、私にとっては、本件に関与できたことは貴重な経験であり、大きな幸せであったと思っています。

### 【参考】

当事件については、以下のホームページも御参照ください。

- ・報道資料及び裁定書等

[https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/toyama16\\_3.html](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/toyama16_3.html)



- ・機関誌「ちょうせい」第49号  
(平成19年5月発行)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1170178/www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/49.html>



- ・原因裁定の嘱託制度(法曹関係者向け)

[https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/how/e-dispute\\_00004.html](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/how/e-dispute_00004.html)



## 裁定の概要

### ○ 主文

裁定書の主文は以下のとおりです。

- (1) 原告飯野栽培組合の行ってきたワカメ養殖の収穫が平成4年以降不振となったのは、被告が平成3年12月から実施している出し平ダムの排砂がワカメの生育環境を悪化させたことによるものと認められる。
- (2) 原告飯野栽培組合を除くその余の原告らの行ってきた刺し網漁業の漁獲量の変動が上記の出し平ダムの排砂の影響によるものとは認められない。

### ○ 本件の具体的な争点

本件の具体的な争点として、原告らは、概ね次のように主張しました。

- (1) ダム湖底でスメクタイト（粘土鉱物の一種）が生成され、これが排砂によって海域に到達すると、海底の固化（ヒラメの潜砂行動や底生生物の生息を阻害する）を生じさせたり、魚類のえらを詰まらせたりする。
- (2) ダム湖に流入した落葉等の有機物は、ダム湖底などで半分解状態となり、これが排砂によって河口周辺の本件海域に運ばれた上、その海底に多量に堆積し、硫酸還元菌により嫌氣的に分解されて、硫化水素、硫化物等が生成され、海底ないし海底直上水を貧酸素状態にする。
- (3) 排砂によって海底の泥質化が進み、海藻類の生育を阻害し、底生生物の生育環境を悪化させるなどして、魚類の生息環境を悪化させている。
- (4) 以上のメカニズムによって、原告らの漁獲量が減少し、養殖ワカメの不作も生じている（ワカメ養殖は平成10年に廃止を余儀なくされた。）。

これに対し、被告（関西電力）は、排砂の海域への影響は、自然な出水の場合と特に異なるものではないなどと反論しました。

### ○ 裁定理由の要旨

- (1) スメクタイトが短期間（数年単位）で生成されるためには、高温と強アルカリ性の存在が条件となるが、ダム湖底は温度が20℃に達するかどうかである上、pH値も中性であるため、有意な量のスメクタイトが生成されると認めることはできない。

海底の状況に関するビデオ映像や当委員会の実施した調査等を見ても、ヒラメの潜砂行動や底生生物の生息を阻害するような海底の固化が生じているとは認められない。

スメクタイトなどの微細な粘土類は、魚類のえらを詰まらせることで有害であるが、ダムのない場合の自然な出水と比べて排砂の成分がこの点で特に有害であるとは認められない。

- (2) 半分解状態の有機物がダムのない状態より多量に海底に堆積するとしても、その嫌氣的分解は急激には進まず、また、本件海域は閉鎖的の海域でもないことから、海底又は海底直上水に貧酸素状態が生じるとは考えにくい。

過去に行われた多数の調査（当委員会の実施した調査を含む）の結果を見ても、溶存酸素量、酸化還元電位（環境が酸化的であるか還元的であるかを示す指標）の値、或いは硫化物量のデータは、いずれも貧酸素状態の発生を窺わせるものではない。

- (3) 排砂に特有の半分解状態の有機物（黒色濁水の成分）は、排砂時に一緒に流下する粘土粒子を海域で凝集結合させた上、沈殿しやすくさせて本件海域の泥質化を促進し、もともと砂質である本件海域の浅海域（水深およそ20m以浅）に浮泥やぬかるみ状の泥の堆積を生じさせる。ただ、このような

泥の堆積は、冬期の荒波などで概ね消失する。

浅海域以外の本件海域では、排砂が行われる前から泥質が優勢であり、排砂によって特に泥質化した場所があるとは認められない。

(4) 上記のような浅海域の季節的泥質化は、底生生物や海藻類への影響などを通じて魚類に影響を及ぼしている可能性はあるが、これを認めるに足りる証拠はない。

(5) 漁獲統計から見ると、平成14年以降、横山・朝日の各海域でヒラメの不漁が続いているが、初回排砂以降平成14年までに10年余が経過していること、飯野・吉原の各海域より黒部川河口から遠く、排砂の影響がより顕著に生じるとは考えにくいことに照らして、排砂との因果関係を認めることはできない。

他の魚種については、本件海域に特異的な不漁が生じていることを認め得る証拠がない。

(6) 養殖ワカメは、排砂が行われるようになってから、収穫量の減少や品質の低下（藻体の黄変、成長不良、ヨコエビ・ワレカラの付着など）が続くようになったこと、それが泥の浮遊や付着に起因するものと見て矛盾がないこと、その泥の起源として、上記のとおり浅海域に堆積した浮泥やぬかるみ状の泥が冬期（ワカメの成長期）の荒波で巻き上がったことが考えられ、他に泥の起源を考えにくいことから、養殖ワカメの収穫の不振は、排砂に起因するものと認めることができる。

#### ○ 結論

以上のとおり、魚類については、排砂によって漁獲量の減少が生じていると認めることができないが、養殖ワカメについては、排砂によって収穫の不振が生じたものと認めることができるとされました。

## 原因裁定の嘱託制度について

### 1 制度の概要

係属中の民事訴訟において、受訴裁判所が必要と認めたときは、受訴裁判所は、公害等調整委員会に原因裁定を嘱託することができます。

#### 【参考】公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）抄

第42条の32 公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、中央委員会に対し、その意見をきいたうえ、原因裁定をすることを嘱託することができる。

2～4（略）

### 2 主な流れ

#### ① 受訴裁判所

弁護士からの申出等をきっかけとして、受訴裁判所が必要と認めた場合、公害等調整委員会へ原因裁定を嘱託する。

#### ② 公害等調整委員会

民事訴訟手続を基礎としつつ、職権主義的手法を活かしながら手続が進行  
→手続を進めた結果、「裁定書」として判断を示し、受訴裁判所へ送付

#### ③ 受訴裁判所

訴訟手続が進行（「裁定書」は、証拠としての活用が期待される。）



原因裁定嘱託の手続の流れ（概念図）

